

平成 30 年 5 月 30 日現在

機関番号：24403

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16958

研究課題名(和文) 後遺症被害者の損害賠償の理論と現代的展開 全部賠償の原則の具体的適用場面の検討

研究課題名(英文) Theory and practice of integral reparation for bodily injury

研究代表者

住田 守道 (SUMIDA, Morimichi)

大阪府立大学・経済学研究科・准教授

研究者番号：70568815

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：フランス人身損害賠償実務において、逸失利益とは別項目で、減収という形では現れ難い経済的不利益の把握が、C型肝炎ウイルス感染という特殊な被害類型における非財産的損害の把握(包括的評価から分析的評価への移行)が、全部填補の原則に即していかに行なわれているかを明らかにした。次に、全部填補(賠償)原理がいかに原則として尊重され具体的に適用されているかを、損害算定の場面での事実審裁判官に対する統制の局面を通して考察した。さらに、その原理が近時の民事責任理論において提唱される理論(損害区分論)といかなる関係にあるのかを、人身損害賠償の領域において検討した。

研究成果の概要(英文)：In France, under the direction of the principle of integral reparation, the practice of personal injury law which had received the Dintilhac report has come not only to the distinction between 'pertes de gains professionnels futurs' and 'incidence professionnelle' but also to the more analytic evaluation of 'extra-patrimonial' losses for the victim of VCH. Then the Court of cassation gradually extends its control over the judgments in inferior court on the basis of this principle. In addition the doctrine criticizes the new proposal for the reform of the law about personal injury, respecting this principle. Finally, the theory of the distinction between 'dommage' and 'prejudice' in personal injury does not directly fulfill the demand of principle, but it offers a condition for achieving full compensation, because this theory attempts to exclude the method of global evaluation and the use of the global item which amalgamates losses of all kinds.

研究分野：民事法学

キーワード：人身損害賠償(後遺障害) 全部填補、全部賠償 C型肝炎ウイルス感染被害における非財産的損害 減収
に現れがたい経済的不利益 損害区分論 事実審裁判官の統制

1. 研究開始当初の背景

人身損害賠償の算定では、交通事故紛争の多発を契機として算定基準が確立されたが、損害の算定にあたっては「硬直化」(基準外事情の度外視)や、基準外事情として何を対象とすべきかが課題となっている。また被害が重篤な公害・薬害などの訴訟の経験からは、被害実態把握が不十分であることからより広く被害を直視することが求められた。以上の損害論の結めの弱さに対して、実務では問題ごとに被害構造の把握と被害立証への努力が重ねられている最中であるが、人類史上新たに発生した被害類型を前にするとき、賠償の対象として何をどのように把握とすべきか、従来の知見をどのようにいかすべきかという問題も、新たに検討課題にあがる。その問題解決の一つの指針が「原状回復」であるが、それを具体的にどのように捉え、そして個別の類型での被害把握を論ずるにあたり、どのように機能させるべきかについては、複合的に関連する財産的損害/非財産的損害の区別自体が自明ではない点もあり、なお不明な点がある。

2. 研究の目的

被害者の原状回復とは如何にして実現されるものだろうか。本研究では、被害者が後遺障害を負う事例での日本の損害賠償のあり方を考察するため、近時新しい動向を見せるフランス法の展開を取り上げ、日本法の考え方と比較しながら検討した。フランスでは、人身損害賠償訴訟において法医学鑑定の利用が充実しており、非財産的損害に限らず、後遺障害による逸失利益(財産的損害)でも同様に、医学的評価に依拠した被害実態の把握が行われることが、裁判官の金銭評価の前提となる。

そこで構築された制度と実務が、「全部填補(全部賠償)」(以下、全部賠償に統一する)の原理によって如何に誘導され、評価されたのか、そして、改善を求められてきたのかを明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

主に海外文献(裁判例とその評釈を中心に、その他各種学術論文、体系書、立法解説などに見られる諸論)の分析を通じて、全部賠償の原理原則の具体的な形態を、フランス法のトピックとなっておりかつ日本法の問題状況から特に関心を惹かれる以下の3点(いずれも人身損害賠償の問題)において検討した。

- (1) 現代型の被害重篤訴訟(C型肝炎ウィルス感染被害の例)での賠償の在り方の研究
- (2) 逸失利益算定における損害項目の工

夫の考察

(3) 損害区分論の理論的意義の考察

4. 研究成果

[各論的考察]

C型肝炎損害賠償では、損害が如何に賠償対象とされるべきであるかについて、フランスの裁判例を素材に考察した(議論は非財産的損害に特化したものであったため主眼はそこに置かれた)。ここでは、重篤被害の評価にあたり個別方式と包括方式という2つの方法が考えられるところ、以下の2点を巡り、当初(具体的には2000年代前半)に採用された包括方式(同じく進行性という特色を有し確立していたHIV感染被害事例に見られたのと同じ方式)から離脱し、個別方式へとシフトしている点を確認し得た。すなわち、

裁判例においては、感染特有損害(包括項目)と「機能欠損」の並存的賠償、あるいは感染特有損害を利用せず完全に個別方式を行う方法の展開が示された。また、病名の無認識の被害者事例で、包括的項目の利用ゆえに最上級審が苦痛の賠償を全否定する結論を導いたことへの批判から、学説がそのような被害者でも被っているはずの苦痛の探求を要請する結果、包括的項目から一定のものとの識別の必要性が確認されることになった。

このように包括的損害項目の設定では適切な対応がなされないとして個別分析的方法にむかう原因としては、損害の項目設定時には、想定外であった事情が存在したり、焦点化された前提条件を充たさない特殊事情がある場合に、想定された被害と実際の被害内容とのズレが問われ、両者を照らし合わせしながら、過不足なく損害を把握しようとするためである。また、HIV感染被害類型では包括的評価が徹底された点との相違として、ほぼ全ての被害者の最悪の結末が差し迫っているという緊急性に由来する、最も迅速な解決の要請およびそれを担保する法的手段が、C型肝炎被害類型では見られないことであると結論づけた(その結果、個別事情の立証重視となる)。

最後に、包括的評価の課題として、ア prioriに包括的評価を行うとする場合、全部賠償原理に反しない可能性もあるが、個別具体的評価を促すインセンティブを内在していない点を如何に補うかという問題があることを確認し得た。

次に、後遺障害を負った被害者の将来の不利益の算定を論ずる際に問題となる、「逸失利益」として把握困難な経済的利益の評価について、2000年代半ばからの逸失利益分化過程に特に注意を払いながら分析した。現在、「職業上の影響」といわれる損害項目が逸失

利益算定では填補しきれない部分を補っているのは、理論的には、損害発生以前に存在するものと想定される「労苦」と、それに対する「賃金」+「アドヴァンテージ(やりがいや昇進見込み)」の均衡が、事故によって崩壊し(「追加労苦」の発生及びアドヴァンテージの喪失)その不均衡の是正を担うためにこれらの代償が別途求められると考えられることにあると把握し得る。そして、これが近年逸失利益とは独立した損害項目として確立し実務が展開されているのは、算定方法の改善が目指されるという状況において、逸失利益と相関性がないという認識が広まった点に根拠を求めることができよう。

フランス民事責任法上展開され、近時有力視されているドマージュとプレジューディスという2つの損害概念を区分する理論(損害区分論)の妥当性を最後に検討した。学説上は一般理論としてはこれの有効性は疑問視されているが、その一方で、上記研究と同じフィールドにおいては、否定論者においても有意義なものとして受け止めるものが多い上に、2000年以降にみられた司法省の複数の人身損害賠償改革レポートにも現れていた。その理由を探るために、この議論の沿革をもう一度した上で、とくに1980年代の代表的学説の問題設定に注目し、これが全部賠償原理の要請を直接に達成する理論的道具立てではないものの、過小評価や不透明評価に陥る可能性がある損害の包括的算定や包括的損害項目設定を排除することを企図したものであることを、同理論の主張者たちの共通点から導いた。

フランス民事責任法の世界では、全部賠償の原理が如何に具体的に尊重されているのかを、損害賠償の算定に関する下級審判断に対する上級審の統制や、学説における最近の立法提案への批判の場面に見られる分析視点から明らかにし、その成果を公にした。

次に人身損害賠償において、後遺障害を負った被害者の将来の不利益の算定を論ずる際に問題となる、「逸失利益」として把握困難な経済的利益の評価にあたって、フランスでは、他の損害とは独立した損害項目として確立し実務が展開されていることから、その区別の根拠を分析し、同じく公表するに至った。その根拠は、逸失利益の有無と相関性がないことにある。

さらに、フランス民事責任法上展開され、近時有力視されているドマージュとプレジューディスという2つの損害概念を区分する理論の妥当性を検討した。学説上は一般理論としてはこれの有効性は疑問視されているが、その一方で、上記研究と同じフィールドにおいては、否定論者においても有意義なものとして受け止めるものも多く、さらに2000年以降にみられた司法省の複数の人身損害賠償改革レポートの中でもこの理論装置が用いられていること確認しつつ、その理由を探

るために、この議論の沿革をもう一度追いつながら、とくに1980年代の代表的学説の問題設定に注目し、これが全部賠償の原理を直接に達成する理論的道具立てではないものの、過小評価や不透明評価に陥る可能性がある損害の包括的算定や包括的損害項目設定を排除するために用いられていることを明らかにした。

[総論的考察]

このような実務展開を支えるのは、過不足なく賠償対象として損害を拾い上げるという原理(考え方)に忠実なフランス損害賠償法の姿勢であると捉えることができる。すなわち、C型肝炎ウイルス感染被害のおける非財産的損害の包括的評価から個別的评价への以降、逸失利益分化論、いずれも全部賠償原理の具体的適用結果と言い得るものである。さらに損害の算定における破毀院による統制の必要性が実務においても主張・検討されているが、ここでも損害の全部賠償に依拠した判断がなされている。

さらには、損害区分論の問題意識にあがる、過小評価・不透明評価に陥る可能性がある方法の排除は、直接的に全部賠償の要請を充たすものではないにせよ、算定論において、適切な損害の填補をするための前提条件を整えることを企図したものであること(ただし各人の考える損害の全部賠償であって、区分論の適用の結果としての損害の範囲は論者によって異なる点がある)が、同理論の主張者たちの共通点から導くことができると思われる[なお、同一の理論とはいえ、90年代以降に見られる議論では、これらとは共通する点を含みながらも、異なる問題意識から提唱されたものであり、領域も人身損害賠償に限定されず、本研究とは一線を画するものである]。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

住田 守道、逸失利益以外の経済的不利益の算定 就労者の後遺障害による職業上の影響の評価

大阪府立大学経済研究、査読なし、63巻1・2・3・4号、2018、13-37

<http://hdl.handle.net/10466/15813>

住田 守道、フランスの薬害等における非財産的損害の賠償[その2・C型肝炎](2・完)、大阪府立大学経済研究、査読なし、62巻3・4号、2017、11-33

<http://hdl.handle.net/10466/15253>

住田 守道、フランスの薬害等における非
財産的損害の賠償[その2・C型肝炎](1)：
非財産的損害の包括的評価の限界付けに
注目して
大阪府立大学経済研究、査読なし、62巻1・
2号、2016、1-16
<http://hdl.handle.net/10466/15147>

[学会発表](計5件)

住田 守道、減収に現れ難い経済的不利益
の算定-後遺障害による職業上の影響の評
価-、大阪市立大学民法研究会、2018

住田 守道、慰謝料算定における「事実審
裁判官の専権」統制論、民法学研究会、2017

住田 守道、損害論、民法古典読会、2016

住田 守道、フランス薬害等における非財
産的損害の把握、大阪市立大学民法研究会
2016

Morimichi SUMIDA、Réparation intégrale
et Préjudice extrapatrimonial résultant
d'un dommage corporel、l'Institut
d'Asie Orientale(Symposium,Lyon)、2016

[図書](計2件)

伊藤文夫編集代表、保険毎日新聞社、人身
損害賠償法の理論と実際 法体系と補償・保
険の実務、2018、78-89頁(総632頁中)

深谷格・西内祐介編、成分堂、大改正時代
の民法学、2017、523-539頁(総664頁中)

6. 研究組織

(1)研究代表者

住田守道 (SUMIDA, Morimichi)
大阪府立大学経済学研究科・准教授
研究者番号：70568815

(2)研究分担者

該当者なし

(3)連携研究者

該当者なし

(4)研究協力者

該当者なし